

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 5 年 10 月 1 日 至 令和 6 年 9 月 30 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 明世会

① 財團 社團 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄
の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 静岡県浜松市浜名区内野 2534 番地の 1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載
すること。

(3) 設立認可年月日 平成 5 年 12 月 6 日

(4) 設立登記年月日 平成 5 年 12 月 22 日

(5) 役員及び評議員

| | 氏 名 | 備 考 |
|-------|-------|-----|
| 理 事 長 | 吉田 篤司 | |
| 理 事 | 吉田 訓子 | |
| 同 | 福田三恵子 | |
| 同 | 神田 佳世 | |
| 監 事 | 福田千鶴子 | |

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくとも差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第 47 条第 1 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 49 条の 4 参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

| 種類 | 施設の名称 | 施設の医療機関コードまたは介護事業所番号 | 開設場所 | 許可病床数 |
|-----|-------------------|----------------------|-----------------------|-------|
| 診療所 | 医療法人社団 明世会 / 吉田歯科 | 8310029 | 静岡県浜松市浜名区内野 2534 番地の1 | |

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設について
は、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床の
それぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

| 種類又は事業名 | 実施場所 | 備考 |
|---------|------|----|
| 該当なし | | |

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に
【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

| 種類 | 実施場所 | 備考 |
|------|------|----|
| 該当なし | | |

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5年 11月 25日 令和4年度決算の決定
令和 6年 9月 30日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 明世会
 所在地 浜松市浜名区内野2534番地の1

※医療法人整理番号

財産目録
 (令和6年9月30日現在)

| | |
|---------|-----------|
| 1. 資産額 | 62,895 千円 |
| 2. 負債額 | 23,698 千円 |
| 3. 純資産額 | 39,197 千円 |

(内訳)

(単位:千円)

| 区分 | 金額 |
|--------|----------------|
| A 流動資産 | 11,571 |
| B 固定資産 | 51,324 |
| C 資産合計 | (A + B) 62,895 |
| D 負債合計 | 23,698 |
| E 純資産 | (C - D) 39,197 |

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

| | |
|----|---|
| 土地 | (<input type="checkbox"/> 法人所有 ■ 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借)) |
| 建物 | (<input type="checkbox"/> 法人所有 ■ 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借)) |

様式 3-2

法人名 医療法人社団 明世会
 所在地 浜松市浜名区内野2534番地の1

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(令和6年9月30日現在)

(単位:千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|-------------------------|-------------|--------------|--------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| I 流動資産 | 11,571 | I 流動負債 | 1,404 |
| II 固定資産 | 51,324 | II 固定負債 | 22,294 |
| 1 有形固定資産 | 11,259 | (うち医療機関債) | 0 |
| 2 無形固定資産 | 1,583 | 負債合計 | 23,698 |
| 3 その他の資産 (うち保有医療機関債) | 38,482 0 | 純資産の部 | |
| 資産合計 | 62,895 | 科目 | 金額 |
| | | I 出資金 | 5,777 |
| | | II 積立金 | 33,420 |
| | | III 評価・換算差額等 | 0 |
| | | 純資産合計 | 39,197 |
| | | 負債・純資産合計 | 62,895 |

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人社団 明世会
 所在地 浜松市浜名区内野2534番地の1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)

(単位:千円)

| 科 目 | 金 額 |
|------------|--------|
| I 事業損益 | |
| A 本来業務事業損益 | |
| 1 事業収益 | 55,209 |
| 2 事業費用 | 58,434 |
| 本来業務事業損失 | 3,225 |
| B 附帯業務事業損益 | |
| 1 事業収益 | 0 |
| 2 事業費用 | 0 |
| 附帯業務事業利益 | 0 |
| 事業損失 | 3,225 |
| II 事業外収益 | 975 |
| III 事業外費用 | 1,000 |
| IV 特別利益 | 3,250 |
| V 特別損失 | 2,020 |
| 税引前当期純損失 | 0 |
| 法人人税等 | 1,230 |
| 当期純損失 | 71 |
| | 1,301 |

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

法人名 医療法人社団 明世会
所在地 浜松市浜名区内野2534番地の1

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

| | |
|-----------|---------|
| 種類 | 該当 없습니다 |
| 名称 | |
| 所在地 | |
| 総資産額（千円） | |
| 事業の内容 | |
| 関係事業者との関係 | |
| 取引の内容 | |
| 取引金額（千円） | |
| 科目 | |
| 期末残高（千円） | |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

| | |
|-----------|---------|
| 種類 | 該当 없습니다 |
| 氏名 | |
| 職業 | |
| 関係事業者との関係 | |
| 取引の内容 | |
| 取引金額（千円） | |
| 科目 | |
| 期末残高（千円） | |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 明世会
理事長 吉田 篤司 殿

私は、医療法人社団 明世会の令和5会計年度（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年11月30日

医療法人社団 明世会

監事 福田千鶴子

